

花水木の街（明治池公園）建築協定

概 要

- ① 建築物は、本協定の効力発生時の分譲1区画に1戸とする。ただし、1戸建て建築物の敷地として1区画以上を使用する場合は1区画とみなす。
- ② 建築物は、1戸建ての専用住宅とし、寄宿舍、長屋住宅、及び共同住宅は建築してはならない。ただし、二世帯住宅、及び兼用住宅（建築基準法施行令第130条の3で定めるもの）で、運営委員会が住環境を害するおそれがないと認めた場合はこの限りではない。
- ③ 建築物は、各敷地に1棟1戸のものとする。ただし、建築物に付属する物置、車庫については、この限りではない。
- ④ 建築物の階数は、地階を除き2階以下とする。
- ⑤ 地盤面の高さは、本協定の締結時の地盤面の高さを変更してはならない。ただし、造園及び車庫の築造による一部の変更は、この限りではない。
- ⑥ 建築物の高さは、各区画の平均地盤面から10m以下とし、かつ、軒の高さは、7m以下とする。
- ⑦ 道路に面した部分については、道路沿奥行き55cm以内の範囲は、本協定の締結時の区画、形質をかえてはならない。ただし、出入り口、車庫等に用いる部分についての変更はこの限りではない。
- ⑧ 各敷地間の境界の垣・柵の構造は、生垣又はパイプフェンス等とし、緑化を妨げるコンクリートブロック塀等は、設置してはならない。また、道路に面した部分については、原則として植栽又は透視可能な柵を併用した植栽とする。ただし、出入口、車庫等に用いる部分はこの限りではない。

- ⑨ 各敷地の空地は、樹木等により、できる限り緑化につとめるものとする。また、外観及び外壁、屋根等の意匠、色彩については、周辺街並み景観を損なわないよう配慮すること。
- ⑩ 各敷地及び建築物に広告物及び看板に類する物を設置してはならない。ただし、運営委員会が住環境を害するおそれがないと認めた場合はこの限りではない。
- ⑪ 金剛南 79 号線（明治池公園沿いの歩車融合道路）から、各敷地へ車及び人の出入口を設置してはならない。
- ⑫ 金剛東 4 号線から各敷地へ侵入するための車及び人の出入口設置及び歩道の切り下げを行ってはならない。
- ⑬ 区域内の広場から、各敷地への車及び人の出入口を設置してはならない。
- ⑭ 土地の所有者等は、建築物を住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出を行って営む同法第 2 条第 3 項の住宅宿泊事業に使用してはならない。